

四半期報告書

(第66期第1四半期)

自 平成28年4月1日
至 平成28年6月30日

平田機工株式会社

熊本県熊本市北区植木町一木1-1-1番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10

2 役員の状況	10
---------------	----

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	12
----------------------	----

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間	14
-------------------	----

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間	15
-------------------	----

注記事項	16
------------	----

2 その他	18
-------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
【会社名】	平田機工株式会社
【英訳名】	HIRATA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平田 雄一郎
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【電話番号】	096-272-0555（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長兼IR・広報担当 藤本 靖博
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【電話番号】	096-272-5558
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長兼IR・広報担当 藤本 靖博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (千円)	11,958,851	14,499,945	53,048,377
経常利益 (千円)	904,439	1,335,390	2,825,448
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	456,791	789,857	1,713,342
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	698,664	296,426	542,525
純資産額 (千円)	22,607,337	21,597,770	21,584,433
総資産額 (千円)	61,546,916	64,044,663	59,681,671
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	43.86	83.71	171.13
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	36.1	33.2	35.6

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 第65期第1四半期連結累計期間及び第65期の1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定において、平田機工社員持株会信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く経済情勢は、米国におきましては、個人消費主導の緩やかな景気回復が続いておりますが、欧州におきましては、英国EU離脱の選択に伴い、金融市場の混乱や政治不安の高まりなど欧州経済の下振れリスクが懸念されております。また、中国におきましても、民間投資の減速や、雇用所得環境の悪化により景気が減速基調にあるなど、海外の景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。一方、国内経済におきましては、中国をはじめとする新興国経済の減速や、為替市場の不安定な動きなどのリスクが残るものの、企業業績の回復や、雇用所得環境の改善から景気は緩やかな回復基調が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、受注量の拡大や、コスト競争力を強化するために、海外子会社との協力、連携により現地調達、現地生産比率を高めるなど、グローバル市場での事業拡大に注力してまいりました。

また、生産量の増大に伴い、顧客情報、引合い案件情報などを共有化し、負荷調整を積極的におこなうことで、生産リソースの最適な配分や、内製化率の拡大を推進するなど、生産体制の強化を図り、収益性の向上に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は144億99百万円（前年同期比21.2%増）となり、営業利益は15億19百万円（前年同期比71.5%増）、経常利益は13億35百万円（前年同期比47.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は7億89百万円（前年同期比72.9%増）となりました。

事業部門別の営業概況は、以下のとおりであります。

1)自動車関連生産設備事業

自動車関連生産設備事業におきましては、中国市場での自動車販売は、経済の減速はあるものの、税制優遇策を受けて好調を維持したことや、米国の自動車販売につきましても、緩やかな景気の回復基調が続いており、雇用所得環境の改善により好調に推移する中、主力となる北米市場向けのパワートレイン関連設備や、国内自動車部品メーカー向け設備などが堅調に推移しました結果、売上高は49億99百万円（前年同期比19.8%増）となりました。

2)半導体関連生産設備事業

半導体関連生産設備事業におきましては、近年、市場を牽引してきたスマートフォン・タブレット端末などのモバイル関連機器の市場が成熟化しつつあり、半導体市況の先行き不透明感は払拭できない状況ではあります。IoT関連製品の需要増も見込まれる中、シリコンウェーハ搬送設備案件を予定どおり売上げました。これに加え、次世代のディスプレイとなる有機エレクトロルミネッセンス（有機EL）ディスプレイにつきましては、スマートフォンでの採用の拡大が見込まれており、量産に向けて生産ラインを拡充する動きが見られる中で、有機EL関連の生産設備案件が受注高、売上高とも堅調に推移しました結果、売上高は67億14百万円（前年同期比176.9%増）となりました。

3)家電関連およびその他生産設備事業

家電関連およびその他生産設備事業におきましては、引合い案件も継続して見込まれておりますが、白物家電を中心とした組立設備案件やタイヤ関連設備案件に一服感がみられたことに加え、当初計画からの売上時期の延期などにより、売上高は18億円97百万円（前年同期比47.8%減）となりました。

セグメントの状況は、以下のとおりであります。

1) 日本

日本におきましては、自動車のパワートレイン関連設備や、有機EL関連の生産設備案件の売上高が堅調に推移しました。損益面におきましても、売上高の増加に加え、内部リソースの有効活用による内製化率の拡大など、原価低減活動を進めてまいりました結果、売上高は128億8百万円（前年同期比30.5%増）、営業利益は16億13百万円（前年同期比46.3%増）となりました。

2) アジア

アジアにおきましては、家電関連および自動車関連設備の案件を中心として、当初計画からの受注の遅れや、売上時期の延期などにより、売上高の減少が影響しました結果、売上高は5億58百万円（前年同期比57.8%減）、営業損失は76百万円（前年同期は1億9百万円の営業損失）となりました。

3) 北米

北米におきましては、自動車メーカー向けの案件を中心として、予定どおり売上げました結果、売上高は10億58百万円（前年同期比86.7%増）、営業利益は71百万円（前年同期は86百万円の営業損失）となりました。

4) 欧州

欧州におきましては、欧州市場の緩やかな景気回復基調が続いており、自動車関連設備および家電関連設備を中心として、受注状況は改善しておりますが、売上げにつきましては、低調に推移しました結果、売上高は75百万円（前年同期比70.5%減）、営業損失は12百万円（前年同期は3百万円の営業利益）となりました。

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて43億62百万円増加し、640億44百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金の減少18億22百万円、受取手形及び売掛金の増加50億95百万円、仕掛品の増加18億61百万円、投資有価証券の減少4億10百万円であります。負債につきましては、前連結会計年度末に比べて43億49百万円増加し、424億46百万円となりました。その主な内訳は、支払手形及び買掛金の増加18億51百万円、短期借入金の増加23億86百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少8億28百万円、未払費用の減少7億74百万円、前受金の増加17億69百万円、長期借入金の増加1億45百万円であります。その結果、自己資本比率は前連結会計年度末の35.6%から33.2%となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、市場における当社株式の取引は自由に行われるべきものと考えております。当社株式に対する大規模な買付けが行われる場合においても、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様ご意思に基づいて行われるべきものと考えており、支配権の移動を伴う買付提案の判断についても、最終的には株主の皆様ご意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社株式に対する大規模な買付けが行われる場合においても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、対象企業の経営陣と事前に十分な協議が行われず対象企業の経営陣が買付提案の内容を検討するのに時間的猶予が与えられることなく、一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きも見られます。このような大規模な買付行為の中には、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象企業の企業価値及び株主共同の利益を損なう恐れのあるものも少なくありません。

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、当社の事業の特性や企業価値の源泉を十分に理解した上で、中長期的な視点で当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社としては、上記のような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない恐れのある大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大規模な買付行為に対する体制を平時から整備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

A. 企業価値向上のための取組み

(a) 当社の企業価値の源泉

ア. 事業の基盤となる経営理念

当社は、昭和26年の会社設立以来、「人を活かす」「技術革新に努める」「人間尊重を貫く」「創造的人生を拓く」「社会に貢献する」「顧客を優先する」という経営理念を掲げ、常に時代のニーズに応え、製品の品質や安全性を追求すると同時に、人を尊重する姿勢を貫いてまいりました。常に新たな市場、新たな技術への挑戦を続けることで成長し、現在では自動車、半導体、家電をはじめとする世界中の様々な産業分野において、お客様のご要望に応じた各種生産システムの製造・販売を行っている世界でもユニークな企業です。

イ. 一貫生産体制とそれを支える豊富なリソース

当社は、開発・提案、機械設計、制御設計、部品加工、組み立て、試運転、生産立ち上げ、保守・サービスまでを当社グループ内で一貫して実現できる生産体制を構築し、「生産エンジニアリング」と「ものづくり力」という総合力を持ち合わせた企業としてお客様に評価していただいております。

自動車関連生産設備においては全長1,000メートルを超えるエンジン組立ラインやトランスミッションの組立設備等、半導体関連生産設備においては極めて清浄な環境に適合したウェーハ搬送用の装置等、家電関連その他の分野においては各種家電や電子機器等の組立・搬送設備等を基本的に受注生産の形で生産・販売しております。

当社では多様な産業分野からのご要望に応えるため、長大な自動車関連生産設備の組立て・試運転が行える大規模な工場を備えると共に半導体関連設備の生産に必要なクリーンルームを多数保有しており、またそれら設備の部品を加工するための大型五面加工機、高性能マシニングセンター、レーザー加工機等、高精度設備も揃えております。

ウ. グローバルな対応力

当社は世界各地のお客様へ最適な生産システムをご提案するとともに、運用サポート・メンテナンス等に迅速かつ柔軟に対応するため、北米・ヨーロッパ・東南アジア・中国等に営業・生産拠点を置き、グローバルに事業を展開しております。各拠点はそれぞれが営業・生産機能を担う当社グループの一員として緊密に連携し、変化し続ける市場の要望にお応えしております。

エ. CSR (Corporate Social Responsibility)

当社は、CSR方針を定め、活動に注力しております。コンプライアンス及び適時・適切な情報開示等、公平・公正な事業活動に努めることで、お客様のみならず、調達先等のお取引先、従業員、株主・投資家、地域社会の方々等、全てのステークホルダーの皆様との間に強い信頼関係を築いております。当社はこの信頼関係の下に永続的な発展をし続ける企業であることが社会の公器としての義務であり、存在意義であると考えております。

(b) 中期経営計画

当社は上記 (a) に述べた当社の企業価値の源泉を最大限に活用し、更なる企業価値向上に向けて取り組むべく、平成27年度から平成29年度を対象とする中期経営計画を策定いたしました。

One Hirata for Next stage ～Win the race across the globe～

当該中期経営計画では、当社のグループ力を結集し、世界のトップ企業から、グローバルに競争力のある生産システム・インテグレータとしての評価を確立することを目指し、受注・生産体制を確立します。新たな市場、新たな事業領域に果敢に挑戦し、新たな利益を創出します。これを実現するために以下の2つの課題に取り組みます。

- ・グローバル化への取組み
- ・国内市場の新規開拓・新規事業への取組み

ア. 推進体制

海外事業本部・商品事業推進部・研究開発本部の新設

- ・グローバルな事業展開のため営業部門を再編し、海外子会社の事業支援を主な機能とする海外事業本部を設置しました。
- ・機能ユニットの商品化による新事業領域拡大のため、商品事業推進部を設置しました。
- ・新領域へ挑戦し新しく柱になる事業を創造するため、研究開発本部を設置しました。

イ. 課題への取組み

1. グローバル化への取組み

- ・平成27年度より、通常の人事異動とは別枠で、毎年10名程度の社員を選抜し、将来の幹部候補者として海外関係会社へ派遣する、人事ローテーションを開始しております。今後日本からの派遣だけではなく、海外関係会社から日本への派遣を実施することで、グループ全体のグローバル化を推進します。
- ・平成27年度にタイの子会社を、現地資本（タイの最大のゼネコンであるItalian and Thai Development社の創業者一族が保有する投資会社）との合弁会社とし、現地資本と協働して事業基盤の拡大を図ります。
- ・北米自動車市場への供給拡大のため、新工場の生産体制を強化します。アメリカ・ミシガン州の新工場でも、平成27年度に本格的な生産体制を確立し、受注を拡大しております。

2. 国内市場の新規開拓・新規事業の取組み

- ・平成27年度に、株式会社ミスミとエコ電動ストッパーの販売契約を締結し、株式会社ミスミの販売サイトに掲載するユニット事例集「Unit Library」にて、平成28年2月より本格的に販売を開始しました。
株式会社ミスミとの協業をさらに強化し、機能ユニットの商品化を推進してグローバルに拡販することで収益源の一つとします。
- ・営業部門の再編、強化を進め、主要顧客が立地する関東、関西での受注を拡大します。

ウ. 基本的な原則

- ・ALL HIRATAで判断する。
- ・海外市場の拡大を受けて、グローバルな生産・販売体制を確立する。
- ・新市場、新商品、新事業を創出する。
- ・新たな業務改革による利益を創出する。
- ・既存顧客・既存市場におけるシェアを拡大する。
- ・固定費を抑制し、人員をグローバルに再配置する。

エ. 数値目標

平成29年度の数値目標を以下のとおりとする。

- ・連結売上高500億円台を定着させる。
- ・営業利益率5%以上とする。

B. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、世界市場をターゲットにした企業として、その社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスを重視した健全かつ効率的な経営活動を推進しており、これにより、コンプライアンス体制を充実させると共に、事業競争力を継続的に強化して、企業価値の更なる向上を図っております。

また、企業は公共性、公益性、社会性を担った存在であるという立場から、当社を取り巻く全てのステークホルダーと円滑な関係を保っていくことが、長期的にも、株主利益の向上に繋がると考えております。

当社の取締役会は、取締役11名（うち社外取締役2名）で構成しております。

取締役会における取締役の職務執行状況については、監査役4名（全員が社外監査役）で構成する監査役会により、その適正性を監査しております。

代表取締役社長の直轄部門として設置した内部監査部は、監査役との連携・協力も得て、事業部門、管理部門の監査を実施しております。

なお、コンプライアンス上の重要事項等につきましては、必要に応じて顧問弁護士等に相談し、有用な助言を受けております。

さらに、当社は経営会議および執行役員制度を導入しております。

執行役員は15名選任（取締役兼務9名専任6名）しており、各責任分野において迅速かつ的確に業務を執行するとともに、経営会議において業務執行に係る重要事項の審議に参画し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

上記の各機関が連携して機能することにより、相互に牽制の働く内部統制環境を整備しており、平成17年9月に策定しました「コンプライアンス憲章」に沿った健全かつ効率的な企業活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年5月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買取防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を導入することを決議し、平成27年6月24日開催の当社第64回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本対応策の導入は承認されました。なお、本対応策の概要は以下のとおりです。

A. 本対応策の内容

(a) 本対応策の概要

ア. 本対応策の対象

本対応策は、以下の買付行為又はこれに類似する行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を対象とし、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます（ただし、当社取締役会が別途同意した大規模買付行為は本対応策の対象から除きます。）。

1. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
2. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 本対応策に係る手続

ア. 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する場合、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。意向表明書を当社取締役会に対して提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、大規模買付行為に対する当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会が意向表明書を受領した日から10営業日以内に大規模買付者より提出していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大規模買付者に対して交付しますので、大規模買付者は、本必要情報リストに従って当社取締役会に対して十分な情報を書面にて提出していただきます。当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提出が完了した場合には、その旨の開示を適時適切に行うとともに、本必要情報のうち当社株主の皆様が適切な判断をするために必要と認められる事項についても開示を行います。

イ. 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提出が完了した後に、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けが行われる場合には60日間、又はその他の買付けが行われる場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大規模買付行為を開始できないものとします。なお、当社が株主意思確認総会を開催する場合には、下記「カ. 株主意思確認総会の開催」をご参照ください。

当社取締役会は、取締役会評価期間中において、大規模買付者から提出された本必要情報に基づき、当社の企業価値及び株主の共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者が企図している大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との協議・交渉を行うものとします。なお、当社取締役会は、取締役会評価期間が終了した場合には大規模買付行為に関して本必要情報に基づいて当社取締役会がとりまとめた評価、意見を大規模買付者に対して通知するとともに、適時適切に開示を行います。

ウ. 独立委員会の設置

当社は、本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、客観性、公正性及び合理性を担保するための第三者機関として独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者等）の中から選任いたします。独立委員会は、大規模買付者が当社取締役会に提出すべき本必要情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうか否か、対抗措置の発動の是非等、当社取締役会から諮問を

受けた本対応策における重要な事項について評価・検討を行い、当社取締役会に対する勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非の決議を行うこととし、独立委員会からの勧告内容その他の意見及びその理由その他適切と判断される事項について適時適切に開示を行います。

エ. 対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付行為について評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉を行った結果、大規模買付行為が以下の要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、会社法その他の法令又は当社定款によって認められる対抗措置を発動する旨の決議を行うことがあります。但し、下記「カ. 株主意思確認総会の開催」に従い株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置発動の是非の決議を行うものとします。

オ. 対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議を行った場合においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止又は撤回する等、対抗措置を発動する判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、対抗措置を発動することが適切でないとの判断に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止又は停止を行うものとします。

カ. 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置を発動するか否かについて当社の株主意思を確認することが適切である旨の勧告を行う場合には、対抗措置発動の是非に関する株主総会を速やかに開催するものとします。当該株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとし、大規模買付者は当該決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始できないものとします。なお、当該株主総会が対抗措置発動を否決する旨の決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合には、当該決定を行った事実、株主総会の結果について適時適切に開示を行います。

(c) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な範囲で対抗措置を発動することができるものとします。一方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であっても、原則として、対抗措置を発動しません。当該大規模買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の評価、意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価、検討し、大規模買付者との協議・交渉を行った結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合には、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために、必要かつ相当な範囲で対抗措置を発動することができるものとします。

B. 株主及び投資家の皆様への影響

(a) 本対応策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策は導入時には新株予約権の無償割当て等対抗措置の発動を行うものではありませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響はありません。ただし、当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、例えば新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられます。新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付された新株予約権が無償にて割り当てられた場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値は希釈化することになりますが、当該新株予約権の行使に伴う新株式の交付、又は当社による当該新株予約権の取得に伴う新株式の交付により、株主の皆様が保有する株式数は増加することになります。従って、当社株式全体の価値は希釈化せず、株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益において損失を被るような事態は想定しておりません。

ただし、大規模買付者については、当社株式に係る法的権利及び経済的利益に影響が生じる事態が想定されます。

なお、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った場合においても、上記A(b)「オ. 対抗措置の発動の中止」に記載のとおり、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において対抗措置の発動の中止又は停止を行った場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値が希釈化することを前提に売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(b) 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従ってその時点で廃止されるものとします。

④本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社は、以下の理由から本対応策は当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

A. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

B. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものであること

当社株式に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模な買付けを行う者と協議・交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上することを目的とするものです。

C. 株主意思を重視するものであること

本対応策は、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき導入されたものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、対抗措置発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認するものとしています。

D. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、客観性、公正性及び合理性を担保するための第三者機関として、独立委員会を設置しております。

E. 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な判断による対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しています。

F. デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、169百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	37,000,000
計	37,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,756,090	10,756,090	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	10,756,090	10,756,090	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	—	10,756,090	—	2,633,962	—	2,219,962

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,320,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,434,400	94,344	—
単元未満株式	普通株式 1,190	—	—
発行済株式総数	10,756,090	—	—
総株主の議決権	—	94,344	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式74株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
平田機工株式会社	熊本県熊本市北区植木町一木111番地	1,320,500	—	1,320,500	12.28
計	—	1,320,500	—	1,320,500	12.28

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,631,566	5,808,988
受取手形及び売掛金	21,795,575	26,891,066
商品及び製品	178,261	151,268
仕掛品	7,634,078	9,495,602
原材料及び貯蔵品	450,635	521,344
繰延税金資産	1,626,510	1,300,463
その他	1,505,984	1,411,737
貸倒引当金	△64,325	△62,012
流動資産合計	40,758,287	45,518,459
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,915,677	3,829,051
機械装置及び運搬具(純額)	1,041,990	1,433,609
工具、器具及び備品(純額)	508,217	481,942
土地	9,717,325	9,709,032
建設仮勘定	469,833	85,576
有形固定資産合計	15,653,044	15,539,211
無形固定資産		
借地権	25,781	25,781
ソフトウェア	348,454	428,778
のれん	9,551	7,494
その他	14,274	14,274
無形固定資産合計	398,062	476,329
投資その他の資産		
投資有価証券	2,278,552	1,868,128
破産更生債権等	43,205	42,967
繰延税金資産	83,312	150,167
その他	697,990	679,196
貸倒引当金	△230,784	△229,796
投資その他の資産合計	2,872,276	2,510,663
固定資産合計	18,923,383	18,526,204
資産合計	59,681,671	64,044,663

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,835,071	12,687,070
短期借入金	6,304,780	8,691,205
1年内返済予定の長期借入金	6,518,600	5,690,600
未払金	695,103	574,370
未払費用	2,588,243	1,813,925
未払法人税等	380,744	246,993
前受金	2,347,654	4,117,442
賞与引当金	35,392	9,111
役員賞与引当金	157,906	-
製品保証引当金	167,430	156,627
工事損失引当金	153,015	102,944
その他	408,569	915,965
流動負債合計	30,592,510	35,006,256
固定負債		
長期借入金	4,305,700	4,450,800
退職給付に係る負債	329,709	137,095
役員退職慰労引当金	26,212	28,022
資産除去債務	105,270	105,446
繰延税金負債	125,230	130,238
再評価に係る繰延税金負債	2,125,323	2,125,323
その他	487,281	463,709
固定負債合計	7,504,727	7,440,635
負債合計	38,097,238	42,446,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,633,962	2,633,962
資本剰余金	2,414,359	2,414,359
利益剰余金	12,908,661	13,415,429
自己株式	△1,153,858	△1,153,858
株主資本合計	16,803,124	17,309,893
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	641,663	356,041
繰延ヘッジ損益	815	1,549
土地再評価差額金	4,314,826	4,314,826
為替換算調整勘定	681,623	450,222
退職給付に係る調整累計額	△1,194,261	△1,161,605
その他の包括利益累計額合計	4,444,668	3,961,035
非支配株主持分	336,640	326,841
純資産合計	21,584,433	21,597,770
負債純資産合計	59,681,671	64,044,663

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	11,958,851	14,499,945
売上原価	9,306,970	11,036,024
売上総利益	2,651,881	3,463,920
販売費及び一般管理費	1,765,824	1,944,021
営業利益	886,056	1,519,898
営業外収益		
受取利息	496	2,585
受取配当金	5,684	1,458
為替差益	11,870	-
保険配当金	19,884	27,939
原材料等売却益	8,238	3,917
持分法による投資利益	518	-
その他	14,418	16,279
営業外収益合計	61,111	52,180
営業外費用		
支払利息	35,716	26,382
為替差損	-	205,053
その他	7,011	5,253
営業外費用合計	42,728	236,688
経常利益	904,439	1,335,390
特別利益		
固定資産売却益	213	424
特別利益合計	213	424
特別損失		
固定資産除却損	1,181	235
固定資産売却損	5	-
特別損失合計	1,187	235
税金等調整前四半期純利益	903,465	1,335,580
法人税等	452,414	550,110
四半期純利益	451,051	785,470
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△5,740	△4,387
親会社株主に帰属する四半期純利益	456,791	789,857

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益	451,051	785,470
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	159,968	△285,621
繰延ヘッジ損益	135,653	734
為替換算調整勘定	△52,962	△236,478
退職給付に係る調整額	4,953	32,323
その他の包括利益合計	247,613	△489,043
四半期包括利益	698,664	296,426
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	704,778	306,225
非支配株主に係る四半期包括利益	△6,113	△9,798

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	220,724千円	230,867千円
のれんの償却額	2,056	2,056

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	157,609	15.0	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金

平成27年6月24日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、平田機工社員持株会信託に対する配当金1,437千円を含めております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	283,089	30.0	平成28年3月31日	平成28年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	日本	アジア	北米	欧州	合計
売上高					
外部顧客への売上高	9,812,767	1,323,347	566,820	255,916	11,958,851
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,479,674	176,121	800,108	39,723	2,495,627
計	11,292,441	1,499,469	1,366,928	295,639	14,454,478
セグメント利益又は損失(△)	1,102,733	△109,003	△86,860	3,791	910,662

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	910,662
棚卸資産の調整額	△24,879
その他の調整額	273
四半期連結損益計算書の営業利益	886,056

II 当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	日本	アジア	北米	欧州	合計
売上高					
外部顧客への売上高	12,808,013	558,031	1,058,480	75,419	14,499,945
セグメント間の内部売上高 又は振替高	580,589	308,002	67,094	20,477	976,164
計	13,388,602	866,034	1,125,575	95,897	15,476,109
セグメント利益又は損失(△)	1,613,611	△76,346	71,859	△12,790	1,596,334

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,596,334
棚卸資産の調整額	△76,645
その他の調整額	209
四半期連結損益計算書の営業利益	1,519,898

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	43円86銭	83円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	456,791	789,857
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	456,791	789,857
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,415	9,435

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定において、前第1四半期連結累計期間では、平田機工社員持株会信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当該信託が保有する期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間91千株、当第1四半期連結累計期間はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月12日

平田機工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俵 洋志 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 裕昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている平田機工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、平田機工株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【会社名】	平田機工株式会社
【英訳名】	HIRATA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平田 雄一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長平田雄一郎は、当社の第66期第1四半期（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。